

○独立行政法人日本学術振興会保有個人情報等保護規程

平成17年4月1日

規程第4号

改正 平成25年 4月 1日規程第31号  
改正 平成27年 4月 1日規程第15号  
改正 平成27年12月28日規程第41号  
改正 平成28年 3月31日規程第40号  
改正 平成29年 4月28日規程第25号  
改正 平成30年 2月23日規程第 1号  
改正 平成30年 3月31日規程第20号  
改正 平成30年11月12日規程第78号  
改正 平成31年 3月31日規程第11号  
改正 令和 4年11月 4日規程第25号  
改正 令和 5年 5月22日規程第27号  
改正 令和 5年 6月22日規程第33号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）における個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、振興会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条、第60条及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

- 2 振興会において取り扱う「個人番号」及び「特定個人情報」を合わせて「特定個人情報等」という。
- 3 振興会において取り扱う「保有個人情報」及び「特定個人情報等」を合わせて「保有個人情報等」という。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 振興会に、保有個人情報等総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）1名を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、振興会における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 課、国際先端研究拠点形成推進室、監査・研究公正室、学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センター（以下「課等」という。）に、保有個人情報等保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、当該課等の長をもって充てる。学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センターにおいては、事務長をもって保護管理者とする。ただし、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合、総括保護管理者は各部署の任務分担及び責任を明確化した上、主担当となる保護管理者を指名する。

2 保護管理者は、当該課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たり、管理に関する事務を統括する。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、第7条で定める情報システム統括管理者と連携して、その任に当たる。

第26条から第42条まで、第46条、第49条、第50条その他の規定に基づいて保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずるよう努めなければならない。

(保護担当者)

第5条 課等に、当該課等の保護管理者が指名する個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）1名以上を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(特定担当者)

第6条 課等に、当該課等の保護管理者が指名する特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定担当者」という。）1名以上を置く。

2 保護管理者は、各特定担当者の役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定しなければならない。

(情報システム統括管理者)

第7条 振興会に、保有個人情報等システム統括管理者（以下「情報システム統括管理者」という。）1名を置き、総務課長をもって充てる。

2 情報システム統括管理者は、総括保護管理者を補佐し、保有個人情報等の管理に係る電算機システム及びネットワークの運用に関する事務を統括する。

(情報システム管理者)

第8条 情報システム統括管理者及び所管課が管理するサーバを有する保護管理者をあわせて「情報システム管理者」という。

(監査責任者)

第9条 振興会に、保有個人情報等保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）を1名置くこととし、監査・研究公正室長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等保護連絡会議)

第10条 振興会に、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、独立行政法人日本学術振興会保有個人情報等保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 職員の責務及び職員研修

#### (職員の責務)

第11条 職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定めを遵守するとともに、総括保護管理者、情報システム統括管理者、保護管理者、保護担当者及び特定担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。なお、派遣労働者についても第13条の6に定める従事者の義務が適用される場所であり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとしなければならない。

2 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員の対応については、第46条で定める。

#### (職員研修)

第12条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための研修を実施するものとする。

4 保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第4章 保有個人情報等の取扱い

#### (個人情報の保有の制限等)

第13条 職員は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限って、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### (利用目的の明示)

第13条の2 職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第13条の3 職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条の4 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第13条の5 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

(従事者の義務)

第13条の6 職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該職員がその職を退いた後も、同様とする。

(利用及び提供の制限)

第13条の7 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 保護管理者は、前項第三号及び第四号に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の個人情報保護根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

4 保護管理者は、第13条の7第2項第三号及び第四号に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し

てその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

5 保護管理者は、第13条の7第2項第三号及び第四号に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条の8 職員は、外国（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として法令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（法令で定める体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第13条の7第2項第四号に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 職員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、法令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 職員は、保有個人情報を外国にある第三者（法令で定める体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第13条の7第2項第四号に掲げる場合を除き、法令で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(アクセス制限)

第14条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第15条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従わなければならない。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第16条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第17条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所

に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第18条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第19条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

## 第5章 個人関連情報及び仮名加工情報の取扱い

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第19条の2 職員は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第19条の3 職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 個人情報保護法第73条第2項で定める仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要な措置については、第3条から第5条まで、第7条から第12条まで、第14条から第18条まで、第19条第1項、第26条から第33条まで、第35条から第42条まで並びに第44条から第50条までの規定を準用する。この場合において、第44条第1項及び第5項中「保有個人情報等の取扱いに係る業務」とあるのは「仮名加工情報の取扱いに係る業務」と読み替えるものとする。

3 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため法令で定める基準に従い行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法令で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が

受託した業務を行う場合について準用する。

## 第6章 特定個人情報等の取扱い

(個人番号の利用・提供の制限)

第20条 保護管理者は、当該課等での個人番号を番号法が定める事務に限定して利用しなければならない。

2 保護管理者は、当該課等での個人番号の利用に当たり、特定担当者の任務分担を定め、責任を明確にするものとする。

3 特定担当者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第21条 職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第23条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第24条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

(特定個人情報等の事務取扱)

第25条 その他、特定個人情報等の事務取扱に関する必要な事項は、別に定める。

## 第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第26条 情報システム管理者は、保有個人情報等（以下、本条から第34条まで及び、第36条から第42条までにおいて情報システムで取り扱うものに限る。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。アクセス制御の措置内容は、第14条第1項により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものとする。

2 情報システム管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第27条 情報システム管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じアクセス記録を分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者及び情報システム管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第28条 情報システム管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第29条 情報システム管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第30条 情報システム統括管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第31条 情報システム管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第32条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限定し、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 前項について、保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

（入力情報の照合等）

第34条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第35条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するため

に必要な措置を講ずるものとする。ただし、特定個人情報等は、別途、第20条から第25条までに定められた厳重な管理を実施しなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第36条 情報システム管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第38条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、必要に応じ、端末の固定、執務室の施錠等の措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第39条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第40条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第8章 情報システム室等の安全管理

(入退の管理)

第41条 情報システム統括管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 情報システム統括管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 情報システム統括管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第42条 情報システム統括管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 情報システム統括管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

## 第9章 業務の委託等

### 第43条 削除

(業務の委託等)

第44条 振興会は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保有個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託に関する契約書においては、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、保有個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 保有個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。第5項及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 保有個人情報等の複製等の制限に関する事項

四 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における保有個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 振興会が保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに保有個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を実施し、確認するものとする。

4 前項において、個人番号関係事務の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき振興会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かをあらかじめ確認するほか、委託先において、振興会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 委託先が、保有個人情報等の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合には、振興会は、再委託先において、特定個人情報等の適切な安全管理措置が図られることを確認し、諾否を判断するものとする。

6 前項の場合、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は振興会自らが第3項及び第4項の措

置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先がさらに再々委託を行う場合以降も同様とする。

7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、振興会は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(その他)

第45条 保護管理者は、保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

## 第10章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第46条 総括保護管理者は、保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制及び対応体制を整備し、その実施状況を監督するものとする。

2 職員は、保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び、特定担当者が本規程をはじめとする特定個人情報等の取扱いについて定めた振興会の各種規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。職員は、当該事案の発生（事案発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告するものとする。

3 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行わなければならない（職員に行わせることを含む。）。

4 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を把握し、速やかに総括保護管理者及び情報システム統括管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者及び情報システム統括管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

5 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。

6 総括保護管理者は、保有個人情報等の漏えい等の事案が発生した場合、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護委員会への報告等)

第46条の2 総括保護管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして法令で定めるものが生じたときは、法令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければなら

ない。

2 総括保護管理者は、本人に対し、法令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(公表等)

第47条 理事長が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに文部科学省及び個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

## 第11章 監査及び点検の実施

(監査)

第48条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第47条までに規定する措置の状況を含む振興会における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第49条 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第50条 総括保護管理者、保護管理者、情報システム統括管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

## 第12章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第51条 振興会は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、振興会を所管する行政機関である文部科学省と緊密に連携し、その保有する個人情報の適切な管理を行わなければならない。

## 第13章 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第52条 保護管理者は、個人情報保護法第109条第1項の規定により、行政機関等匿名加工情報（行

政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)を作成することができる。

- 2 職員は、個人情報保護法第109条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
  - 一 法令に基づく場合
  - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第13条の7の規定にかかわらず、職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報(行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 保護管理者は、個人情報保護法第109条及び第115条の規定(第118条の規定により第115条の規定を準用する場合を含む。)により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から同法第112条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(安全確保の措置)

第53条 個人情報保護法第121条第2項で定める行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置については、第3条から第5条まで、第7条から第12条まで、第14条から第18条まで、第19条第1項、第26条から第33条まで、第35条から第42条まで並びに第44条から第50条までの規定を準用する。この場合において、第44条第1項及び第5項中「保有個人情報等の取扱いに係る業務」とあるのは「行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務」と読み替えるものとする。

(個人情報保護委員会への報告)

第54条 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等に関し次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 一 第52条第4項並びに前条の規定により準用する第46条第4項及び第5項の報告をするとき
- 二 前条の規定により準用する第46条第7項及び第47条第1項の措置を講じたとき
- 三 契約相手方が個人情報保護法第120条各項に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

附 則 (平成17年規程第4号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第31号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第41号）

この規程は、平成27年12月28日から施行する。

附 則（平成28年規程第40号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第25号）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第1号）

この規程は、平成30年2月23日から施行する。

附 則（平成30年規程第20号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第78号）

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（平成31年規程第11号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第27号）

この規程は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第33号）

この規程は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。